

平成 15 年 7 月 14 日

「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について

1. 経緯

昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度成長期における急速な宅地造成などから、文化遺産を守り保存する機運が高まったこと、また、この時期の昭和 42 年が「明治百年」の記念の年と合致したことなどを背景に、全国各地で多くの地方公共団体が博物館建設を実施。

このような状況を踏まえ、昭和 26 年の博物館法制定以来、未整備であった博物館法第 8 条に定める「博物館の設置及び運営上望ましい基準」について、公立博物館を対象に、昭和 48 年 11 月 30 日、文部省告示第 161 号をもって「公立博物館の設置及び運営に関する基準」を告示。

2. 基準の見直しについて

平成 10 年 9 月生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の記述

博物館法第 8 条の規定に基づき、博物館の望ましい基準として、昭和 48 年 11 月に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(文部省告示)が告示されている。同基準においては、必要な施設及び設備、施設の面積、博物館資料、展示方法、教育活動、職員等が定められている。このような基準を設けることにより、博物館の水準の維持向上が図られてきたが、既に本基準の制定後四半世紀が過ぎ、博物館を取り巻く環境も大きく変化している。自然史博物館、科学博物館、美術館、水族館、動物園等、博物館の種類が多いことに加え、現在の博物館に求められる機能は、単なる収蔵や展示にとどまらず、調査研究や教育普及活動、さらには、参加体験型活動の充実など多様化・高度化している。こうした状況を踏まえると、博物館の種類を問わず現行のような定量的かつ詳細な基準を画一的に示すことは、現状に合致しない部分が現れている。このため、現在の博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある。

平成 14 年 10 月地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」の記述

公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準については、基準を定量的に示したもののとなっているが、平成 14 年度中を目途に大綱化・弾力化を図り、国の関与の限定化と地域の自由度の向上に努める。

平成 15 年 3 月 20 日、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(案)について、中央教育審議会生涯学習分科会(第 18 回)に報告。

平成 15 年 4 月 1 日から 4 月 14 日までの間、文部科学省ホームページにて意見募集を実施。また、都道府県、関係機関に対しても意見募集を実施。その結果、意見総数 89 件(16 団体等)の意見が提出。

所要の見直しを行い、平成 15 年 6 月 6 日官報告示。

【参考】

博物館法

(設置及び運営上望ましい基準)

第 8 条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

3. 見直しの主なポイント

大綱化・弾力化への対応

具体的な館種を定めて設置することとされていた都道府県の設置する博物館について、より柔軟に、様々な分野にわたる資料を扱うことをもって足りるよう弾力化するとともに、市町村の設置する博物館については、地域社会に関連する資料に限定されることなく、様々な資料を扱うことができることとした。(第2条)

動物園、植物園、水族館の扱う資料数について、定量的な規定(現行第6条第2項)を削除し、大綱化・弾力化。(第3条)

開館日数や開館時間について、定量的な表現(現行第10条)を改め、大綱化・弾力化。(第8条)

施設及び設備について、「資料の保管」等定量的な規定(現行第4条、第5条)を削除し、大綱化・弾力化。(第11条)

時代の変化に伴って生じた新たな役割への対応

高度情報社会の進展を踏まえ、事業の内容、資料等について、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する旨の規定を追加。(第6条)

地域における生涯学習の拠点として、大きな役割を担っている博物館の現状に鑑み、「学校、家庭、地域社会の連携」に係る規定を追加するとともに、国際化、少子高齢化等の進展を踏まえ、様々な利用者の事業への参画が促進されるよう新たに規定を追加。(第7条)

高齢者、障害者その他の様々な者の利用の促進を図るために必要な施設及び設備について、新たに規定を追加。(第11条)

その他

博物館職員の資質及び能力の向上を図るため、研修機会の充実に努めるよう新たに規定を追加。(第10条)

事業における水準の向上や博物館の目的を達成するため、事業の自己点検・自己評価に努めるよう新たに規定を追加。(第12条)

文部科学省告示第百十三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営に関する基準（昭和四十八年文部省告示第百六十四号）の全部を次のように改正する。

平成十五年六月六日

文部科学大臣 遠山 敦子

公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準

（趣旨）

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく公立博物館（同法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。以下「博物館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館及びその設置者は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上に努めるものとする。
（設置）

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

(資料)

第三条 博物館は、実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする。

3 博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。

4 博物館は、一次資料の所在等の調査研究を行い、その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

(展示方法等)

第四条 博物館は、資料を展示するに当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方法により、その効果を上げる
こと。

三 博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展示を行うこと。

四 二次資料又は音声、映像等を活用すること。

五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。

六 展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。

(学習活動等)

第五条 博物館は、利用者の学習活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 資料に関する各種の説明会、講演会等（児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。

(情報の提供等)

第六条 博物館は、利用者の利用の便宜のために、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する

調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うこと。

二 事業の内容、資料等についてインターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、情報の提供を行うこと。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第七条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、社会教育施設、社会教育関係団体、関係行政機関等との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の参加を促進するよう努めるものとする。

3 博物館は、その実施する事業において、利用者等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(開館日等)

第八条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第九条 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

(職員の研修)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備等)

第十一条 博物館は、その目的を達成するため、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 博物館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

3 博物館は、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるよう努めるものとする。

4 博物館は、利用者の安全を確保するため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

(事業の自己評価等)

第十二条 博物館は、事業の水準の向上を図り、当該博物館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、博物館協議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。